

再評価書

事業名	一級河川 五十鈴川 広域基幹河川改修事業		事業区分	河川事業	室名	河川砂防室
事業概要	工 期 (下段: 当初)	S24 年～H46 年		(下段:前回)	全体事業費	17,386 百万円(負担率: 国 0.5: 県 0.5: 他)
		S24 年～H46 年			18,103 百万円(負担率: 国 0.5: 県 0.5: 他)	

事業目的及び内容

(事業の目的)

五十鈴川沿川には伊勢神宮・派川沿川には県営サンアリーナ等があるとともに、神宮御神田など神宮周辺の自然環境が残っている。五十鈴川沿川の浸水被害防止の目的に掘削工及び築堤護岸工等の改修により流下能力を確保し、治水安全度の向上を図る。

(事業内容)

事業区間延長 : 13,210m

- ①築堤工 L=21,400m、②掘削工 V=412,000m³、③護岸工 L=28,010m、④橋梁 17 橋、⑤樋門・樋管 32 基、
⑥堰 9 基、⑦用地補償 1 式

事業主体の再評価結果

1 再評価を行った理由

前回の再評価実施後、一定期間が経過し、事業継続中であることから三重県公共事業再評価実施要項第 2 条 3 項に基づき再評価を行いました。

2 事業の進捗状況と今後の見込み

- ①昭和 24 年度 事業採択、着手
- ②昭和 24 年度 用地取得開始
- ③昭和 24 年度 工事着手
- ④平成 15 年度 事業再評価
- ⑤平成 20 年度までに事業費ベースで 42 % 完了予定
※平成 46 年度に整備完了見込みです。

3 事業を巡る社会経済状況等の変化

○周辺環境の変化

流域には国道 23 号・国道 42 号・伊勢二見鳥羽ライン・JR 参宮線・近鉄鳥羽線等のこの地方の根幹をなす交通網の拠点があるなどこの地域の社会・経済・文化の基盤をなしています。また、県管理区間上流には伊勢神宮があり周辺の豊かな自然環境が残り神宮を中心として流域内には観光客が多数訪れており、第 62 回式年遷宮に向けての増加も期待されることから、河川の整備を継続実施し治水安全度の向上を図ることが必要です。

4 費用対効果分析と要因の変化、地元の意向の変化等

4-1 費用対効果分析

(平成 15 年度 費用対効果分析結果 ; H12 年 治水経済調査マニュアルによる)

総便益/総費用 $B/C = 1,273.36 \text{ 億円} / 166.12 \text{ 億円} = 7.67$

※総便益=年便益の総和

※総費用=全体事業費(現在価値化)+維持管理費(事業費の0.5%現在価値分)-残存価値(現在価値化)

(平成 20 年度 費用対効果分析結果 ; H17 年 治水経済調査マニュアルによる)

総便益/総費用 $B/C = 621.10 \text{ 億円} / 185.24 \text{ 億円} = 3.35$

※総便益=年便益の総和(現在価値化)+残存価値(現在価値化)

※総費用=全体事業費(現在価値化)+維持管理費(事業費の0.5%現在価値分)

○B/C 低下の要因: 泛濫解析方法の見直し、本川楠部工区の計画の一部変更による費用減

4-2 地元意向

当該地域では宮川水系治水事業促進期成同盟会が結成されており、地域の発展のためにも早期の改修完了が望まれています。

5 コスト縮減の可能性や代替案立案の可能性

5-1 コスト縮減

①五十鈴川本川楠部工区において、従来計画は左右岸引堤の計画でしたが、現況施設(堤防・護岸)を有効活用可能で、地元合意も図られており、工期短縮が可能であることから、片岸引堤に見直すこととした。

②河床掘削等による発生土を近隣の他事業に流用する等してコスト縮減に努めます。

③護岸工法の比較検討を行い、経済性を考慮しコスト縮減に努めます。

5-2 代替案

①『ダム案』 流域の大部分が平地でありダムの適地はありません。

②『遊水地・調整池案』 遊水地・調整池による洪水調節では広大な敷地が必要となります。このため沿川に広がる広大な農地を犠牲にすることになり、遊水地・調整池の設置に必要な用地取得が困難です。また、過去から河道改修を進めてきた経緯もあり、地形的な条件、経済性、実現可能性等から総合的に判断して河道改修が妥当だと考えられます。

再評価の経緯

《H15 委員会意見》

①河川区域内の遊水機能の低下等、河川への負荷を招かぬよう他の公共事業と調整を行うべきである。

②景観や環境への影響について、関係する市町及び県民との議論を、喚起出来るような場の構築。

③多自然工法について、定量的な経済的価値と定性的な環境文化価値を考慮して取り組まれたい。また、草刈り等日常の維持管理については、地域住民の参画を促すよう努められたい。

④工事着手から長期にわたる事業であるため、段階的目標を示すなど県民への説明に努められたい。

《対応状況》

①諸開発に対しては、都市計画法等に基づき、河川管理者として調整を図ります。

②今後、河川整備計画を策定していく過程において、流域懇談会等の議論の場の構築に努めます。

③現状河道の特性を活かして砂州・河岸植生・干潟の保全などによる多様な河川環境の保全に努めます。また、草刈等の維持管理については、自治会委託制度等により地域住民の参画を促しています。

④平成18年12月に策定された河川整備戦略に基づき、今後15年の整備目標を示している。これからも県民への説明に努めていきたい。また、宮川水系治水事業促進期成同盟会の場などにおいても定期的に事業の説明を行っています。

事業主体の対応方針

三重県公共事業再評価実施要綱第3条の視点を踏まえて再評価を行った結果、同要綱5条第1項に該当すると判断されるため当事業を継続したいと考えています。